

第9期計画	次期計画の変更ポイントや新規追加項目について
第1章 計画の概要	
第1節 計画策定の趣旨・方針	<p>・介護保険事業計画は、第6期計画から「地域包括ケア計画」として位置づけ。団塊の世代が75歳以上となる2025年(令和7年)までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することを求めてきた。</p> <p>・第9期は、中時的な視点で2025年(令和7年)、さらには、85歳以上人口が急増し、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年(令和22年)に向けて、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していく計画とすることが重要。高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者などの様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。</p> <p>・都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業(支援)計画に定めることが重要となる。</p>
第2節 市が目指す地域包括ケアシステム	<p>※地域包括ケアの一翼を担う、「生活支援・介護予防」に関しては、住民を含めた多様な主体が実施していくことについては、追記が必要。自助と互助にあたる部分。</p> <p>地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、地域住民を地域づくりや日常生活の自立に向けた支援を担う主体として観念することが重要</p>
第3節 計画の位置づけ、他計画との関係	<p>・県が作成する「第8次医療計画」「第9期介護保険事業支援計画」との整合性を確保することが必要。</p> <p>・地域医療計画「地域推進方針」との整合性を確保。</p> <p>・印西市の総計(実施計画)、総合戦略、各種福祉計画、との整合性を確保</p>
第4節 計画の期間	令和6年度～9年度とその先を見据えて
第5節 計画策定の体制	情報の更新
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題	
第1節 統計データでみる高齢者の状況	令和5年度現在に更新
第2節 アンケート調査結果にみる高齢者の生活状況	実施状況の更新とアンケート概要からどの部分を抜粋するか検討する
第3節 介護保険事業の状況	令和5年度現在に更新
第4節 第8期計画の評価	<p>基本目標1と2について、各事業や施策の進捗状況等、評価を実施予定、基本目標3の介護保険事業に関しては、進捗状況評価に留める。</p> <p>また、介護給付適正化計画と人材確保・人材育成への支援については、国が定める項目について進捗状況の確認。人材確保と人材育成については、現行計画進捗状況の確認。</p>
第5節 高齢者を取り巻く課題まとめ	計画の論点毎に調査から見えた傾向と計画への生かし方をまとめる
第3章 計画の基本的な考え方	
第1節 基本理念	現況を踏襲して中長期にわたって継続する予定
第2節 基本目標	変更するかどうか検討
第3節 日常生活圏域の設定	圏域設定については変更なし、令和5年度現在での数値に更新
第4節 施策の体系	国の改定基本指針に沿って、変更はなし
第5節 第9期の重点施策	重点施策の継続か新たな重点施策をどうするか検討
第4章 基本理念の実現に向けた施策の展開	
基本目標1 地域包括ケアシステムの深化・推進	<p>施策の方向3-5 地域支援事業の充実の項目について、整理した上で、地域包括ケアシステムの深化・推進に場所の移動も含めて検討が必要。</p> <p>○地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。</p> <p>※現況、住民参加の意味や法律の改定によって、すでに住民が主体となって担うことになっていることを改めて周知する必要性が大。</p>
施策の方向1-1 介護予防の充実	アンケート結果のリスク状況を考慮すると、③いんざい健康ちょきん運動について、周知を含めてその意義や意味を知ってもらう必要性あり。
施策の方向1-2 切れ目ない在宅医療と介護の提供体制の構築	○介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
施策の方向1-3 認知症施策の推進	<p>認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要</p> <p>○認知症支援法に合わせて内容の変更と充実</p> <p>○認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進</p> <p>・認知症サポーター養成講座参加者の増加の継続</p> <p>・チームオレンジの活用について検討</p> <p>○認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組</p>
施策の方向1-4 生活支援サービスと地域包括支援センターの充実	<p>※地域包括支援センターの位置づけや役割に関する項目がないので、新設した上で、以下の項目を追加を検討。また、施策の方向3-5 地域支援事業の充実の項目については、整理した上で、場所の移動も含めて検討が必要。</p> <p>○地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等</p> <p>介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業については、項目自体を追加する方が、より使いやすい計画書になるので、要検討。</p>
施策の方向1-5 高齢者にふさわしい住まい・環境の充実	<p>○地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性</p> <p>●サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等についても、虐待防止対策を推進することについて記載。</p>
基本目標2 高齢者が健康で生きがいを持って活躍する社会の実現	
施策の方向2-1 健康づくりの推進	<p>千葉県で作成される地域医療計画「地域推進方針」との整合性を確保。</p> <p>地域連携強化について追記する</p> <p>○医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化</p> <p>○令和5年の法改正により医療法に創設された「かかりつけ医機能報告等」も踏まえた協議の結果も考慮しながら、地域の医師会等と協働し在宅医療・介護連携等の推進を図ることが重要である</p> <p>(全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律によって医療法に創設)</p>
施策の方向2-2 生きがいづくりと社会参加の推進	※新設した高齢者就労支援センターの役割等について追加する
施策の方向2-3 高齢者と家族を支える福祉サービスの充実	※アンケートで出ている要望の多いものについて、事業量を増やすかどうか検討する

追加検討

○重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進

第9期計画	次期計画の変更ポイントや新規追加項目について
<p>施策の方向2-4 安心・安全なまちづくり</p>	<p>※避難行動要支援者避難支援について 他自治体では、任意ではなくほぼ強制加入として、名簿作成は終え、支援者がいない場合は、包括支援センターの役割で実施としている所もあります。</p> <p>85歳以上の人口増加に伴い、意思決定支援や権利擁護の重要性が高まる 【新設】○高齢者虐待防止対策の推進 高齢者虐待防止法に基づき、虐待等の権利侵害防止の重要性 ●サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等についても、虐待防止対策を推進することについて記載。 ●「養護者」に該当しないものからの虐待防止のための方策を講じることについて記載。 【新設】■介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進の重要性について記載。 【新設】■介護サービス事業者形状の調査及び分析等 経営情報を収集・把握することの重要性、都道府県・市町村の対応等について追記。</p> <p>○有償ボランティアやボランティア活動ポイント付与、事務お助け隊(地域の支え合い・助け合い活動のための事務手続き等支援事業)等の事業の活用についても検討することが重要</p>
<p>基本目標3 持続可能な介護サービスの確保 介護保険事業計画</p>	<p>※介護保険事業計画についての部分は、現行の基本目標表現を維持するかどうか検討する。 ○中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性</p>
<p>施策の方向3-1 在宅サービスの充実</p>	<p>○居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるように、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性</p>
<p>施策の方向3-2 地域密着型サービスの充実</p>	<p>○地域密着型サービスについて、住民のサービス利用の在り方も含めた地域特性等を踏まえ、都道府県と連携を図りつつ、広域利用に関する事前同意等の調整を行うことが重要である。</p>
<p>施策の方向3-3 施設サービスの充実</p>	
<p>施策の方向3-4 居宅介護支援、介護予防支援の充実</p>	<p>○居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及</p>
<p>施策の方向3-5 地域支援事業の充実</p>	<p>施策の方向1-4 生活支援サービスと内容を整理し、一部移動も含めて検討する。 地域支援事業については、福祉計画の範疇に入れた方が、その役割からも理解し易いし、計画書上も管理がし易くなる。</p>
<p>施策の方向3-6 保健福祉事業の実施</p>	<p>おむつ手当事業継続の方向</p>
<p>施策の方向3-7 給付費と保険料の推計</p>	<p>保険料、所得段階別については令和5年12月以降国の決定</p>
<p>施策の方向3-8 介護保険事業の適正な運営(介護給付適正化計画)</p>	<p>○保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実 ○給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進 ○介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進 ○介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性 ○介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用 ○文書負担軽減に向けた具体的な取組(標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化) ○財務状況等の見える化</p>
<p>施策の方向3-9 人材確保と人材育成への支援</p>	<p>・介護人材確保及び介護現場の生産性向上 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進。 ○介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進 ○ケアマネジメントの質の向上及び人材確保 ○ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進 ○外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備</p> <p>【新項目】○高齢者虐待防止対策の推進 高齢者虐待防止法に基づき、虐待等の権利侵害防止の重要性 ●サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等についても、虐待防止対策を推進することについて記載。 ●「養護者」に該当しないものからの虐待防止のための方策を講じることについて記載。 【新設】■介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進の重要性について記載。 【新設】■介護サービス事業者現状の調査及び分析等 経営情報を収集・把握することの重要性、都道府県・市町村の対応等について追記。</p>
<p>計画の推進</p>	<p>地域連携や事業者間の連携も含めて追加をする ※以下の項目を追加し、整理することを検討する 1. 住民・地域・行政等の連携 2. 住民意識の啓発と地域福祉の推進 3. 推進体制の整備 4. PDCAサイクルによる進行管理と評価・点検</p>
<p>資料編</p>	
<p>1 印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱</p>	
<p>2 第9期印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員名簿</p>	
<p>3 計画の策定経過</p>	
<p>4 用語集</p>	